利府町上下水道事業包括的民間委託

モニタリング基本計画

【第１回変更】

令和８年９月

利府町上下水道部上下水道課

目　次

第１章　総論…… 1
　1　モニタリングとは…… 1
　2　モニタリング基本計画の目的と位置付け…… 1
　3　モニタリング実施計画…… 1
　4　モニタリングの体制…… 1
　5　モニタリングの対象業務…… 2
　6　企画提案内容のモニタリング…… 3
　7　モニタリングの費用負担…… 3
　8　モニタリング実施計画書の変更…… 3
　9　モニタリング結果の公表…… 4
第２章　モニタリングの実施方法…… 5
　1　モニタリングの基本的な考え方…… 5
　2　モニタリングの方法…… 5
　3　要求水準等又は提案内容未達の場合の措置…… 7

第１章　総論

１　モニタリングとは

利府町上下水道包括的民間委託（以下「本業務」という。）におけるモニタリングとは、事業期間にわたり、受託者が提供するサービス水準が約定に従い適正かつ確実に実施されているか等を委託者が監視する行為である。

委託者（以下「本町」という。）は、受託者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務改善や執行体制の見直しを求めることができるものとする。

２　モニタリング基本計画の目的と位置付け

本モニタリング基本計画は、本業務の事業期間中、受託者が募集要項、要求水準書その他委託者が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書（以下「募集説明書等」という。）に定められた業務並びに、受託者が提出した企画提案書における提案内容を確実に遂行するとともに、募集説明書等に定められている内容や基準を安定的に充足することを確認するため、本業務におけるモニタリングについての基本的な考え方等を示すものである。

３　モニタリング実施計画

モニタリング実施計画とは、募集説明書等及びモニタリング基本計画に基づいて本町と受託者が協議を行い、受託者が行うセルフモニタリングと本町が行うモニタリングの実施計画を含めた業務全体のモニタリング計画のことである。

受託者は、本業務におけるモニタリングについての協議を本町と行い、その結果を踏まえたモニタリング実施計画書を作成する。

モニタリング実施計画書で定める事項は以下のとおりである。

①　モニタリングの定義
②　モニタリングを行う体制
③　モニタリングの対象業務
④　モニタリングの対象提案項目
⑤　モニタリングの方法
⑥　モニタリング実施フロー
⑦　モニタリングを行う時期
⑧　モニタリングの内容

４　モニタリングの体制

モニタリングは、受託者によるセルフモニタリング及び本町によるモニタリングで構成され、必要に応じて、第三者機関によるモニタリングを行う場合がある。

① 受託者によるセルフモニタリング

受託者は、モニタリング実施計画書にセルフモニタリング実施計画を定め、セルフモニタリング実施計画に基づき、本業務の履行状況が募集説明書等を充足しているかの確認を実施し、その結果を本町に報告する。

② 本町によるモニタリング

本町は、モニタリング実施計画書に基づき、本業務の履行状況が募集説明書等を充足しているかの確認を、受託者からのセルフモニタリングの報告を踏まえて実施する。なお、本町が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

③ フェーズモニタリング

本計画では、委託期間１０年間を以下の３つのフェーズに区分し、各フェーズの終了毎に第三者による「フェーズモニタリング」を実施する。

フェーズモニタリングは、受託者の要求水準の達成状況や運営状況等について、第三者が中立的な立場から客観的な評価・分析を行うものである。第三者は、各フェーズにおける業務履行の実態を総合的に検証したうえで、町及び受託者に対して必要な意見を述べるものとする。

なお、フェーズモニタリングの結果は、次フェーズ以降の業務改善及び適正な事業運営に活用するものとし、町と受託者が協議のうえ、必要に応じて要求水準や業務内容の見直しを行うものとする。

フェーズ	対象期間
第１フェーズ	第１年度～第２年度
第２フェーズ	第３年度～第５年度
第３フェーズ	第６年度～第１０年度

5 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、以下のとおりとする。

1 水道施設維持管理業務

1-1 運転管理業務

1-1-1 運転監視業務

1-1-2 水質管理業務

1-1-3 調達・管理業務

1-2 保全管理業務

1-2-1 保守点検・整備業務

1-2-2 修繕業務

1-2-3 水源井戸調査業務

1-2-4 管路施設維持管理業務

1-3 その他業務

1-3-1 廃棄物管理業務
1-3-2 災害及び緊急時対応業務
2 公共下水道施設維持管理業務
2-1 運転管理業務
2-1-1 運転監視業務
2-2 保全管理業務
2-2-1 保守点検・整備業務
2-2-2 修繕業務
2-2-3 水源井戸調査業務
2-2-4 管路施設維持管理業務
2-3 その他業務
2-3-1 災害及び緊急時対応業務
2-3-2 特定事業場等水質検査業務
3 料金徴収・窓口関係業務
3-1 料金徴収・窓口関係業務
3-1-1 窓口・受付業務
3-1-2 収納業務
3-1-3 開栓・閉栓業務
3-1-4 滞納整理業務
3-1-5 給水停止業務
3-1-6 量水器管理業務
3-1-7 給水装置工事業務
3-1-8 指定給水装置工事事業者業務
3-1-9 排水設備工事業務
3-1-10 排水設備指定工事店業務
3-1-11 浄化槽業務
4 コンサルタント業務
4-1 各種計画の策定及び更新基本計画支援業務
4-1-1 上下水道施設維持修繕基本計画策定支援業務
4-1-2 水道事業ビジョン改定支援業務
4-1-3 水道事業アセットマネジメント計画改定支援業務
4-1-4 下水道事業ストックマネジメント計画改定支援業務
4-1-5 下水道事業アセットマネジメント計画改定支援業務
4-2 更新工事実施支援業務
4-2-1 上下水道事業更新工事等に係る実施計画策定業務
4-2-2 上下水道事業更新工事等に係る実施設計業務
4-2-3 上下水道事業更新工事等に係る施工監理業務

6　企画提案内容のモニタリング

本町は、募集説明書等に加え、受託者から提出された企画提案書等における提案内容についても、提案内容を充足しているかのモニタリングを実施する。

7　モニタリングの費用負担

受託者が行うセルフモニタリングに要する費用については、受託者が負担する。

本町が行うモニタリング及びフェーズモニタリングに要する費用については、原則、町が負担する。なお、第三者機関による調査の実施が必要と認めたときの費用は本町と受託者で協議し決定する。

8　モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する。

①　契約内容が変更された場合
②　要求水準書等が変更された場合
③　本町及び必要に応じて第三者機関より指示された場合
④　その他、本業務内容の変更が特に必要と認められた場合

9　モニタリング結果の公表

本町は、本町及び第三者機関が実施したモニタリングの結果について、必要に応じて本町ホームページに公表する場合がある。その場合、受託者は本町の公表に協力するものとする。

第２章　モニタリングの実施方法

１　モニタリングの基本的な考え方

モニタリングにおいては、『第１章　５　モニタリングの対象業務』及び『第１章　６　企画提案内容のモニタリング』を包括して実施する。モニタリングに当たっての留意点を以下に示す。

① モニタリングは、本業務の目的達成のために必要な各業務が要求水準等、提案内容及び業務計画等を満たし、適正に実施されているかの確認を行う。

② 受託者は、各業務着手前にセルフモニタリング様式を作成し、本町へ提出する。

③ 受託者は、業務計画書等に基づき、業務を適正に実施しているか確認すると共に、各種提出書類に基づきセルフモニタリングを行うことで、実際の業務状況が要求水準等を満たしているかを確認する。また、その結果をセルフモニタリング報告書として取りまとめ、本町へ提出する。

④ 本町は、セルフモニタリング報告書等の確認書類、各提出書類及び実際の業務履行状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかの確認を行う。

⑤ 本町は、品質確保のために必要と認めた場合、業務履行状況の現地による確認を行い、確認結果に応じた必要な措置を命じる。

２　モニタリング方法

モニタリング方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

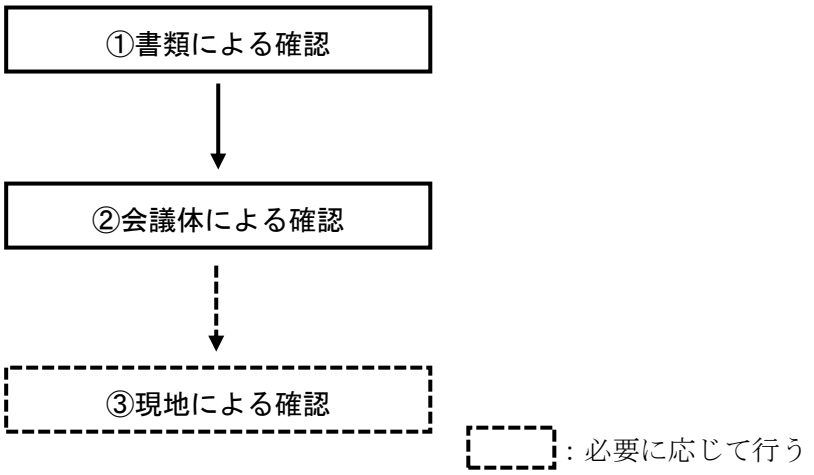


図１　モニタリング方法

① 書類による確認

受託者は、業務の履行状況をセルフモニタリングしたうえで、表 2-1 に示す書類を本町に提出して確認等を受ける。なお、表 2-1 に示す書類は一例とし、モニタリングに係る提出書類については本町と受託者の協議のうえ決定する。

表 2-1 提出書類（写）

提出書類	用途	頻度
業務計画書	年度業務内容の把握	毎年度
モニタリング実施計画書	モニタリング実施手順等の確認	随時
月次報告書	各業務の実施状況等の確認	毎月
年次報告書	各業務の実施状況等の確認	毎年度
履行評価	各業務の実施状況等の確認	毎年度
事故報告書	事故内容の確認	随時
その他、本町が必要とする書類		随時

② 会議体による確認

本町と受託者は、表 2-2 に示す会議体を設置する。本町は、これらの会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の状況、並びに課題及びその改善状況等を確認し、対応方針について受託者と協議を行う。なお、表 2-2 に示す会議は一例とし、会議体による確認については本町と受託者の協議のうえ決定する。また、本町又は受託者が必要と認める場合は、以下の会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

受託者は会議体のほか、本町がモニタリングについての説明等を行う場合、本町に必要な協力を行うものとする。

表 2-2 会議体による確認

会議体名	概要
月次報告会	・前月業務報告 ・業務進捗状況 ・その他
年次報告会	・各種業務報告 ・業務進捗状況、要求水準の充足及び目標の達成状況 ・履行評価 ・次年度業務内容の確認 ・その他

③ 現地による確認

書類及び会議体による確認の結果、本町が必要と判断した場合、又は受託者が現地確認を要請した場合、本町は現地による確認を行うことができる。受託者は本町の現地におけ

る確認に必要な協力を行うものとする。

3　要求水準等又は提案内容未達の場合の措置

本町のモニタリングの結果、本業務についてサービス水準の未達が判明した場合は、受託者に対して改善計画書の提出を求めるとともに、受託者はその実施状況を本町に報告するものとする。